利根導水路大規模地震対策事業の対象である施設（朝霞水路に限る。）	厚生労働大臣
房総導水路施設緊急改築事業の対象である施設（両総用水共用施設を除く。）	厚生労働大臣及び経済産業大臣

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○環境省令第二十七号

行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第百二十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、環境省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年十月一日

環境大臣　望月　義夫

環境省定員規則の一部を改正する省令

環境省定員規則（平成二十四年環境省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の表原子力規制委員会の項中「九九〇人」を「九五九人」に改め、同表合計の項中「二、七八八人」を「二、七五七人」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十六年十月十四日から施行する。

（環境省定員規則の一部を改正する省令の一部改正）

2　環境省定員規則の一部を改正する省令（平成二十六年環境省令第九号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の表中「一、〇一五人」を「九八四人」に改める。